

研究ノート

植民地朝鮮における美術教育の系譜 ——制度と図画教科書、そしてそれらの近代性をめぐって——

金 香 美

はじめに

- I. 併合以前—近代化の自主的努力の時代
- II. 併合直後—植民地教育の実施と美術教育の遅滞
- III. 第2次朝鮮教育令以後—文化政治と大正芸術教育運動を含んで
 - 1. 朝鮮教育令の改正と『普通学校図画帖』の編纂
 - 2. 大正芸術教育運動および自由画運動
- IV. 第3次朝鮮教育令以後—戦時体制化—辺倒の教育
 - 1. 第3次朝鮮教育令時代における図画教科書の編纂
 - 2. 国民学校令時代の美術教育

おわりに

キーワード：近代、教育制度、植民地教育、
図画、教科書、美術教育

はじめに

近代の韓国や日本の教育は教科書が中心となつておらず、教師は教科書にそって教えることが第一の責務という風潮が支配的であった。韓国近代の教育を論じる際に教科書研究が特に重要な位置を占めるのもこのためである。

日本の「韓国併合」以降、朝鮮における教育行政は植民地化の進行という社会情勢の変化をもろに反映するものとなつた。そこで本論では、教育全般の社会的・制度的変遷を背景に、この時期の初等美術教育がどのような変化をたどつていったかを、主に朝鮮総督府の教科書編纂事業および各教科書の内容分析を中心に考察することにした。つまり、韓国における近代美術教

育の導入過程をまず制度面で考察した上で、その制度を支えた図画教科書の変遷を体系的に理解することによって、美術教育における近代性や植民地性の問題、そしてその克服の課題などについて模索しようとした。

さて、本研究の主題と関連する先行研究としては、盧在又の「韓国における学校美術教育の百年史的考察」、金正の「韓国における美術教育史研究の定立のための基礎的考察」、朴徽洛の『韓国美術教育史』などがある。これらの研究は、近代以降の学校美術教育の形成や発展過程を主に通史的な観点から論述しているが、日本の韓国併合時代における本格的な美術教育史の研究はまだ不十分な状況である。特に、韓国の教育近代化が始まってまもなく日本の植民統治期に入ったという歴史的特殊性は、今日に至るまでの美術教育のありようを究明する大きな端緒となりうるにもかかわらず、この時代に焦点を絞った研究は不振のままである。

したがって、当時の図画教育がどのような経路をたどつて今日に至つたのか、そして全体の教育制度の中で図画教育がどのような位置を占めていたのか、また当時の図画教育が目指していた教科目的ないし理念はいかなるものであつたのかなどについて考察することは、韓国近代美術教育史を究明する上で最も重要な作業であると考えられる。

I. 併合以前－近代化の自主的努力の時代

19世紀末、朝鮮王朝の徹底した鎖国政策も世界列強の執拗な開国要求を受け入れることを余儀なくされるに至って、幕を閉じた。

1894年の「甲午改革」を契機に、国家制度の抜本的改革に乗り出した朝鮮王朝は新たに官制を発布し、初等教育から高等教育まで学校制度はすべて学務衙門（翌年「学部」と改称される）の所轄においていた。甲午改革そのものは中途挫折したとはいえ、その一環としての教育改革は近代教育の制度化という面で大きな意味をもった。

一方、西洋のキリスト教系宣教師たちも彼らの事業の基礎を築き、宣教活動の拠点するために近代的学校を設立した。これもまた韓国の教育近代化の促進の一翼を担った。たとえば、1886年アメリカ人メソジスト H. G. アッペンゼラーが創設した「培材学堂」や、同じメソジストであるスクラントン夫人の「梨花学堂」は、キリスト教の布教の傍ら韓国における一般教育を目的にした最も古い近代的学校であった。特に、上記の培材学堂には工芸実習場という部屋も設けられており⁽¹⁾、西洋的な発想で編制された教科目の中に美術工芸に関する科目も組み込まれていたという点で、韓国の学校美術教育史上特記すべきことである。

また、外国人宣教師たちが学校の設立に力を注いでいる間に、韓国人による私立学校も数多く設立されていった。その気運は段々と高まり、1910年日本の韓国併合直前には韓国人によって設立された私立学校が三千校にも達した⁽²⁾。これらの学校は、沈滞していく國運を教育の力

(1) 吳天錫『韓國近代教育史』高麗書林、p.58、1979

(2) 孫仁鉉『韓國近代教育史』延世大学出版部、pp.29-33参照、1971

(3) 高橋浜吉『朝鮮教育史考』帝国地方行政学会朝鮮本部、p.281、1927

で挽回しようとする意図から建てられたものがほとんどで、常に外国の勢力に対する民族運動の拠点となつた。

そうしたなかで、韓国政府は、私立学校の運営を統制するという意味から教科書国定の事業に着手した。従来、教科書は民間人による著述、または翻訳によるものを使用していた⁽³⁾が、1905年以後政府は直接教科書の編纂を始め、1909年には普通学校用図画教科書4冊を刊行した。『図画臨本』と題されたこの教科書が韓国における最初の国定図画教科書である。この時期の教科書は日本の国定教科書を参考にしていたが、大韓民国王室などに関する事項を含むなど、当時の国情に配慮した面も多かった⁽⁴⁾。こうした歩みは日本の影響を受けてはいたものの、教育における自主的近代化の努力の一環として理解することができる。

一方、1909年普通学校令が制定され、その第6条には普通学校の教科目が定められた。ここで注目すべきことは、図画が必須科目として設定されている点である。後の併合時代を通して図画が必須科目となるのはほんの僅かな時期に限られており、大部分は加設科目もしくは随意科目の名のもとで常に主要教科から外されていた⁽⁵⁾ことを考えると、この時期は美術教育において特別な意味を持つといえよう。しかし、このせっかくの転機が翌年の韓国併合のためにうやむやになったのはたいへん惜しいことである。

当時、普通学校教育の指針書として学部が編纂した『普通教育学』の中には図画教育の趣旨が次の3つの点に要約されている。

- ・物体を観察して正確に識別すること
- ・通常の形体を正確に画く技能を修練すること

(4) 韓国学部『普通教育学』、p.115、1910

(5) 金香美「韓國近代美術教育の黎明期における教科書の研究(1)」(『藝術研究』第7號) 広島藝術学会、p.21、1994

・美感を養うこと

この時代は韓国においても日本においても臨画の時代と断定されがちである。だが、この本の中には美好み、醜を嫌う感情を養うために、図画は多大な効力を有している⁽⁶⁾と強調されており、教授理念においては今日のそれと相通じるところもある。

もう一つの特色は、当時の図画教育がほとんど毛筆画に偏っていたという点である。たとえば、「運筆」とか、「筆順」、「濃淡」、「墨色」などの用語からそのような傾向をうかがうことができる。この書物には東洋の毛筆および、西欧的図画教育を象徴する鉛筆画の区別ないしそれぞれの特長があることを説明しながらも、「現在ノ普通学校ニ於テハ毛筆体ニ依リ（ママ）通則トス⁽⁷⁾」と記されており、当初から毛筆画が優先されたことがわかる。そこには用具の普及の問題も影響していると推察される。

II. 併合直後－植民地教育の実施と 美術教育の遅滞

韓国周辺の国際情勢が緊張を増している渦中で、1910年日本による韓国併合が強行された。併合とともに、植民地における諸般の政務を統轄するために朝鮮総督府が設置された。その際、日本の植民地政策がもっとも鮮明に実現されたのは教育においてであった。1911年には「朝鮮教育令」が公布され、民族主体性の全面喪失を意図する教育政策が実施されていった。

この朝鮮教育令の普通学校規則によると、普通学校の教科目においては「理科、体操、唱歌、

図画、手工、裁縫及手芸、農業初步、商業初步ハ土地ノ状況ニヨリ当分之ヲ次クコトヲ得⁽⁸⁾」と規定されている。以前の普通学校において必須科目であった図画は併合と同時に加設科目と化してしまったのである。

しかし実際には、「武断統治」下にあって、朝鮮総督府はただちに教育内容の整備や教科書の編纂事業に全面的に着手することができなかつた。総督府はまず、暫定措置として「旧学部編纂普通学校教科書並字句訂正表⁽⁹⁾」を作製・配布し、各種教科書中、不適切な教材・字句を訂正して必要な事項を追加する一方、旧学部で編纂した教科書の訂正出版を行った⁽¹⁰⁾。

以上のような一時的措置を経て、1917年には普通学校教科書のほとんどが出版された。しかしながら、図画の教科書のみは一定の方針を定めて編纂に着手したにもかかわらず、完成に至らなかつた。『朝鮮総督府編纂教科書概要⁽¹¹⁾』には、「只図画教科書ノミハ既ニ一定ノ方針ヲ決メ編纂ニ着手シツツアリト雖モ未タ完成セサルヲ以テ此処ニ之ヲ省ク。他日出版ノ暁ニハ之ニ対スル教育家ノ公評ヲ聞カムト欲スル點少カラサルナリ」と付言されており、図画の教科的性格上、その編纂において難点の多かったことがうかがえる。

ちなみに、1912年総督府発表の「教科用図書一覧⁽¹²⁾」によると、図画教育に関しては旧学部時代の『図画臨本』を一部訂正して使用させる一方、日本で編纂された『毛筆画手本』、『新定画帖』などを認可教科書として提示している。特に『新定画帖』は朝鮮教育令が改正され新しい教科書が編纂されるまで長い間使われた⁽¹³⁾。

(6)韓國学部 前掲書、p.115

(7)韓國学部 前掲書、p.116

(8)「朝鮮教育令普通学校規則」第6條（1911）、教育史編纂会『明治以降教育制度発達史』第10巻 龍吟社、p.74所收、1939

(9)小田省吾（朝鮮総督府学務局編輯課長）「朝鮮総督府における教科書編纂事業の概要」（『朝鮮教育研究会雑誌』第7巻）p.57、1922

雑誌』第21号、p.99、1917

(10)金香美 前掲論文、p.22

(11)小田省吾 前掲書、p.99

(12)渡部学・阿部洋『日本植民地教育政策史料集成（朝鮮編）』第18巻、龍溪書舎、p.1所收、1990

(13)吉田東芝「経験を主とした単級教授の実際」（『朝鮮教育研究会雑誌』第7巻）p.57、1922

III. 第2次朝鮮教育令以後－文化政治と大正芸術教育運動を含んで

1. 朝鮮教育令の改正と『普通学校図画帖』の編纂

第1次世界大戦終結後大きく変化していく国際情勢のなかで、朝鮮では統治政策全般、さらには、教育政策でも日本人との差別が設けられていることに対し、次第に不満の声が高まっていた。そうした雰囲気のなかで、アメリカのウィルソン大統領の民族自決主義⁽¹⁴⁾が発表されたこともあいまって、ついに1919年朝鮮の独立を要求する3・1独立運動が勃発した。これをきっかけに、朝鮮総督府の殖民地政策は大幅に修正されることになり、いわゆる「文化政治」が実施された。1922年には「改正朝鮮教育令」が発布され、①朝鮮人と日本人の教育における従来の区別をなくし、両者の教育を等しく同一の朝鮮教育令の下に立たせる、②両者の教育を同程度にする、③新たに大学を認めるなどを標榜した。但し普通教育に関しては、日本語その他の関係において共学は困難であると結論され、朝鮮人に対する初等普通教育の機関を「普通学校」とし、朝鮮在住の日本人に対する同種の教育機関は「小学校」とするというように、二つの学校系統を認めている。

図画に関しては、以前の教育令が「土地ノ状況ニ依リ当分之ヲ次クコトヲ得⁽¹⁵⁾」という規定で図画を加設科目に留めていたのに対し、修身、国語（日本語）、算術、日本歴史、地理、理科、唱歌、体操、裁縫などとともに必須科目と改められた（1、2学年は除く）。そして内

容的にも他の教科との連係性を強調する項目が新たに設けられ、また図画を教授する時の主眼点を明示することによってその教科的性格ないし意義がより具体化された点を特徴としてあげることができる。

ここで、朝鮮と日本の図画教育の共通点あるいは相違点を知るために、同時期の日本における教育状況について検討してみることにする。日本では1919年に小学校令の改正があり、従来は必須科目であった図画は加設科目となり、しかも随意科目または選択科目とすることができるという転落ぶりを示した。反面、手工科は徐々に重視されていき、1926年には新たな小学校令の改正により、はじめて完全必須の教科となる。手工が重視されはじめた傾向は朝鮮でも同様であったが、しかし図画の場合は朝鮮においてのみ法規上の進展を示している。両国におけるこうした手工重視の傾向は、当時の社会・行政全般にわたる勤労主義、実用主義の高まりに起因したものであるといえよう。

朝鮮では前述した新教育制度の効果的運用のための、良質な教科書の必要性が生じ、「教科書調査委員会」が設置された。その審議の結果、教育制度はできる限り日本のそれに準拠しながらも、風俗、習慣、言語などを考慮すること、教科書の構成および内容は朝鮮の事情に適合すべきであり、また時勢の変遷にともなって従来の教科書の改善を図る必要性がある⁽¹⁶⁾との見解に至った。しかし、この教科書調査委員会の主な案件は日本語使用の問題、修身書にかかわるもののがほとんどで、直接図画教育に関する討議内容は見あたらない。がともかく、こうして総督府は教科書の新編纂に着手し、図画以外の

(14) 第1次世界大戦後、アメリカのウィルソン大統領が発表した、戦後問題処理のための14ヶ条の原則の中に含まれている。各民族は他民族の干渉・支配を受けず、その民族自身によって政治その他を行なうべきであると規定したこの「民族自決主義」により、オーストリア帝国からチェコ・ユーゴスラビアが、ロシアの支配か

らはポーランド・フィンランドなど、10ヶ国余りが独立できた。

(15) 齋藤実「臨時教科書調査委員会に臨みて」（『朝鮮』）朝鮮教育研究会、p.6、1921

(16) 「改正朝鮮教育令普通学校規定」第16・20條 教育史編纂会、前掲書、pp.660-661 所收

教科書は1924年にはほぼ完了するに至った。

教科書編纂事業の遅れていた図画教育の分野では1926年に朝鮮総督府編纂、朝鮮書籍印刷株式会社翻刻発行の『普通学校図画帖』が登場した。内容的には、上記の教科書調査委員会の方針に従って「文部省著作の国定教科書と歩調を保ち、またその程度もほとんど同一とする一方、教材は朝鮮の児童に關係ある朝鮮關係のものを多くし、少部分の教材に限り、国定教科書をそのまま、または少し変更して採用することとし、そして内鮮融和の上より見て日本人及び日本内地關係の教材を加える⁽¹⁷⁾」こととなった。ただし、朝鮮在住の日本人に対する小学校の教科用図書は総督府で編纂せず、日本文部省編纂の国定教科書を使用することとした。これは、朝鮮人と日本人の教育における区別をなくし、両者の教育を等しく同一の朝鮮教育令の下に位置づけるという改正朝鮮教育令の基本趣旨とは最初から逆行している。

『普通学校図画帖』の編纂趣意書によると、「本書によってかなり多くの実物写生を課することを望んでいるが、土地の状況によっては適宜臨画、記憶画を課することも可能である」と記されている。従来の図画教育に比べると、教授の中心が臨画から写生へと移っていることがわかる。これには、当時日本の図画教育界に大きな波紋をおこしていた「自由画運動」が影響したのではないかと考えられる。また、「範画」の説明において模倣の否定や児童の創作を強調した点は、たとえそれが実際には趣旨通りに運用されなかったとしても、ただ臨本の模倣をもって教授の全てが語られた従来の教科書に比べ、近代化への第一歩として解釈することができよう。この点も前述したように、日本において1910年『新定画帖』が発行されて以来、20年余り文部省による図画教科書の改訂も新発行もなかっ

た間に流行した「自由画運動」の思潮が当時の朝鮮にまで影響を及ぼしていたのではないかと推察される。

ところが、『普通学校図画帖』に掲載してある図版はすべてが大人の作品であり、児童独自の成長と発達の段階を考慮しないままに、最初から大人の表現段階を提示しているという限界点を指摘することができる。もちろんこのような傾向は以前の教科書においても共通するものであるし、それが改善されるのは、日本では1932年の『小学図画』、そして朝鮮独自の教科書としては1937年の『初等図画』にいたってからのことである。特に『小学図画』は児童中心主義、生活中心主義に立脚したという点で日本の美術教育史上の大転機として大きく評価されている。すなわち、児童自身に焦点を向け、また児童の生活に題材を求め、児童の関心と興味を呼び起こそうという意図を明確にみることができる教科書であるといわれているのである。そして、『初等図画』においては大人の作品だけではなく、児童の作品も掲載されはじめたことが特記すべき点である。以上の面で、『普通学校図画帖』はまだ大人の目で指導する立場にとどまっていたといわざるを得ない。

しかし題材の選定では朝鮮の風物が数多く採択されており、朝鮮の実情を加味した本格的な図画教科書の登場と見ることができる。その意味では、韓国の美術教育史において画期をなすものである。

2. 大正芸術教育運動および自由画運動

アートという言葉には、「芸術」という意味とともに、「技術」という意味も含まれている。芸術が学校で教えられるようになるのはそれほど古いことではないが、最初の美術教育および芸術教育は、どちらかというと後者を偏重しが

(17) 朝鮮総督府「『普通学校図画帖』編纂趣意書」、朝鮮

書籍印刷株式会社、1926

ちであったといえよう。そして、技法の指導をなるべく排した「教えない美育」という考え方もまたそれほど古くはない。

近代の公教育制度は各国とも芸術教育を一教科として学校に取り入れてきた。韓国や日本においても厳密な意味での芸術教育は第2次世界大戦後に始まったということができるが、それ以前にもある意味では、芸術教育の本質を求める実践が行われていた。日本における大正芸術教育運動がそれである。ところが、こうした運動は教育の場における独自の動きだったのではなく、教育を取り巻く社会的文化思潮に起因するものであった。まずは、そのような社会的、芸術的動因について概観してみることにする。

(1) 日本における自由画運動の系譜

日清戦争と日露戦争で勝利をおさめた日本は近代化への飛躍の契機を迎えるようになった。つまり、朝鮮の植民地化によって大陸への進出の基盤をつくりあげると同時に、国際的発言権も強まり、世界列強の中に名のりをあげることができたのである。つづいて、第1次世界大戦勃発の結果、日本には異常な好景気がおとずれ、こうした国力の伸張とともに文化や国民教育に対する関心も次第に強まっていった。

一方、欧米との文化の交流はますます活発となり、明治時代から流入していた自由主義、民主主義、社会主義の思想が次第に民衆の間に浸透した。特に、デモクラシー思想による女性の解放と児童への注目や関心の強まりは特記すべきである。日本におけるこのような変革と平行し、朝鮮でも3・1独立運動など、民族的自覚が芽生えはじめたのは、上記の点で共通するものがあったためである。

美術界においても、明治40年代にはいってからヨーロッパで個性的な近代芸術思潮の影響をうけた美術家たちが次々と帰国し、従来とは性質を異にする新傾向の芸術を誕生させた。その

頃、朝鮮の美術界においても同じくリベラルな動きがみられる。特に農民美術、児童自由画となって現れた教育における主情主義的傾向は、単に学校教育のみならず、童謡復興運動とあいまって広く社会運動としても大きな波紋を描いたのである。

この大正時代における芸術教育の特性を知るために、まず日本における学校美術教育の流れを概観することにしたい。

明治10年代の終わり頃はじまつた、従来の欧米模倣教育に対する反省の気運は図画教育において臨画教育に矮小化され、歪められる結果となった。これにつづき、「毛筆画・鉛筆画優劣論争」や「教育的図画」の時代を経て、1910年に白浜徵の『新定画帖』が発行され、徐々に臨画教育を改良しようとする意図がみられた。このような動きとともに、学校現場の教師たちの中でもそれまでの臨画主義に対する疑問と批判の声が高まりはじめた。こうした土壤の上に、画家山本鼎の提唱した自由画運動は大きな結実を見るようになったのである。

1918年頃から1928～29年頃まで日本全国に広がったこの運動は、芸術家たちの鋭い芸術的感性からはじめられ、子どもたちの多様な才能や個性などは無視して君臨していた当時の教科書やそれを支える教育制度に辛辣な批判をおこなった。こうした彼らの思想や実践は必然的に公教育体制と対立しながら明治以来の学校教育の諸矛盾を告発する形のものとなつた。

最終的には、児童の目を豊かな自然界へ誘うことを勧めたあまり、実際にはただ子どもたちを野外に放任し、自由に描かせるのが自由画であるとの誤解を招く結果となつたことは否めないが、従来の臨画主義一辺倒の図画教育から全く新しい方向を模索、提示した自由画運動の功績は高く評価されるべきである。

(2) 朝鮮における自由画運動の形跡

大正芸術教育運動の代弁誌ともいべき『赤い鳥』は日本だけでなく、当時の統治下にあった朝鮮や台湾をはじめ、遠くはアメリカ、ヨーロッパの日本の子どもたちにまで幅広く愛読されていた。これらの外国から数多く寄せられた自由画や自由詩などの児童作品からその波及の程度を推し量ることができるほど、その影響力は多大なものであった。

1918年、朝鮮の教育に携わっていた片岡秀穂は「内地教育の視察と感想⁽¹⁸⁾」の中で、当時の日本における芸術教育、自由教育、創造教育思潮の流行ぶりを大きくとりあげ、また朝鮮への導入を強く強調している。一方、宮里貞徳の「図画教育の立場より観たる児童⁽¹⁹⁾」においては、自由画運動に対する主張や、初等教育界におけるその影響などについても言及されている。反面、このような教育思潮の流れについて憂慮の念を示した人もおり、その中の一人であった山本勝大は「囚はれ過ぎた自由と個性尊重⁽²⁰⁾」という題の論文の中で、真の自由や個性とは何かを再考し、放任に流れがちな実際の教育に警鐘を鳴らした。以上の例をみると、当時の図画教育における自由画運動は朝鮮でもかなりの旋風を巻き起こしたことが推察できるのである。

さらに、朝鮮人だけではなく、多くの日本人教師も朝鮮人児童の教育を担当していたこと、そして彼らの卒業した京城師範学校を中心に若い教師たちが格別な意欲をもって子どもたちの個性尊重をめぐる新しい教育思潮の実践に全力をあげていた⁽²¹⁾という点などを鑑みると、自由画運動の朝鮮への影響の素地は十分であると

いえよう。このような傾向から、臨画・手本主義が否定され、図画教科書の形骸化はしばらくつづいた。

IV. 第3次朝鮮教育令以後—戦時体制化一辺倒の教育

1931年満州事変の勃発によって、日本は大陸進出の拠点をつくる工作に成功した。しかしそれに対する国際世論の非難が高まり、やがて日本は国際連盟から脱退した。満州事変を契機に日本と中国が正面衝突し、1937年には本格的な日中戦争にまで拡大した。つづいて、日本は1941年「真珠湾奇襲」により、アメリカをはじめとする連合軍を相手に、いわゆる太平洋戦争に突入した。次第に加速化する戦局に対応するために、日本には超非常手段が必要であった。こうして人的・物的資源を補充するために、1938年国民を総動員して増産運動を起こす一方、国民に対して精神的武装を強化するための大精神運動を展開することとなった。

こうした気運は朝鮮においても同様であり、1919年の3・1独立運動以来比較的穩健であった朝鮮に対する植民政策は、1936年南次郎が宇垣一成のあとを受けて朝鮮総督に就任してから再び恐怖政治の様相を帯びることになった。それに、日増しに激しくなる戦局の影響も加わって、朝鮮は日本の戦争遂行のための基地と化した。日本が朝鮮に対してとった非常措置⁽²²⁾の中で、代表的なものをあげると、次の通りである。

- 1937年—「皇國臣民の誓詞」暗唱の強要

(18)片岡秀穂「内地教育の視察と感想」(『朝鮮教育』第6卷 第6号)朝鮮教育研究会、pp.76-84、1922

(19)宮里貞徳「図画教育の立場より観たる児童」(『朝鮮教育』第6卷 第6号)、朝鮮教育研究会、pp.63-67、1922

(20)山本勝大「囚はれ過ぎた自由と個性尊重」(『朝鮮教育』第7卷 第5号)、朝鮮教育研究会、pp.85-94、

1923

(21)当時の京城師範学校付属第1小学校教諭であった大塚テル子さん(1930年から1945年まで京城に在住)との聞き取り調査(1994年実施)による。第1小学校は日本人児童、第2小学校には朝鮮人児童が在学すると規定されていた。

(22)吳天錫 前掲書、pp.326-328

- ・1938年－志願兵制度の実施および勤労動員の強要

国民精神総動員運動の展開

- ・1940年－創氏改名の強要

以上のような戦争遂行のための全般的努力とともに、教育政策にも多くの力を傾注した。南次郎の総督就任から1943年第4次朝鮮教育令公布までの間における教育政策上の大きな特徴は、日本化教育の徹底および教育の戦時体制化であった。総督府は「新東亜建設の聖業」という「歴史的使命」の完遂のために、1938年戦時体制に合致した改正教育令を公布し、「国体明徴」、「内鮮一体」、「忍苦鍛錬」の根本精神を明らかにした。これがいわゆる「第3次朝鮮教育令」である。この改正により、日本人と区別されていた従来の朝鮮の学校制度はその名称、教育課程などにおいてまったく日本と同様となった。朝鮮人を徹底的に日本人化するための第一歩であったといえよう。

こうした改正中、小学校の技能教科に関する規定をあげると次の通りである。

「工夫創作の才能は一国産業の盛衰のかかるところであり、製作表現の技能は、日常生活に欠くべからざるものたるのみならず、物資生産の資本であり、国力増進の基礎であるから、今後は特にこれらの方面の陶冶にその指導の力を盡くさなければならぬ⁽²³⁾。」

このような方針により、特に美術教育に対して国力増進のための「工夫創作」の精神が求められた。こうして、美術教育はかかる情勢の反映としてますます実用主義の道具的な存在に転落していくのである。

1. 第3次朝鮮教育令時代における図画教科書の編纂

教授要旨、教科目、教科課程に関しては朝鮮語を除いてすべて両国人同一とする、といった改正の骨子により、小学校の教科書は原則として文部省編纂のものを使用することになった。ただし、朝鮮の特殊な実情に基づき、特別の必要があるものについては、総督府の編纂したものを使用することにした。

朝鮮では1926年『普通学校図画帖』が発行され、初等教育において使用されていたが、日本で1932年発行された『小学図画』と同名のものが朝鮮総督府によっても出版されることになる。また、1937年には『初等図画』1学年児童用と教師用が、翌1938年には2・3・4学年用が朝鮮独自の教科書として誕生した。朝鮮総督府の1939年度「朝鮮総督府発行教科用図書一覧⁽²⁴⁾」には、『初等図画』(1・2・3・4学年用)、『普通学校図画』(5学年用)、『小学図画』(6学年用男女別、文部省編纂)があがっている。なお、『普通学校図画』は『普通学校図画帖』と発行年度が同じ年になっているが、前者は後者の改訂版であると推測される。しかしながら、内容的には両者の間に差が多く、図版はむしろ後の『初等図画』とかなり類似している。この辺に関する前後関係についてはその背景となる資料が不十分であるため、その結論は今後の課題として留保したい。

これらの教科書の特徴をあげてみる。前にもふれたことであるが、まず、従来のものは大人の作品が手本として一方的に児童たちに提示されるといった構造をとってきた。ところがこれらの教科書では児童自身の手によって描かれた作品がかなり掲載されている。つまり、写実的な大人の表現のみではなく、感覚的に対象をとらえる児童の表現も新たに取り上げられたので

(23)呉天錫 前掲書、p.341

(24)渡部学・阿部洋 前掲書、第20巻所收

ある。この点、一段の進歩というべきである。また内容面においても、児童の生活に題材を求め、彼らの生活そのものを尊重する方針が濃厚に現れている。

反面、これらの教科書からは上記の点とは相反するもう一つの特徴をみつけることができる。国家政策や方針は国定教科書に直に反映されがちで、それはここでも例外なく当てはまる。上述のように、児童の生活を中心とした題材を取り上げるかたわら、「日の丸」、「飛行機」(以上、『普通学校図画』)、「満州国国旗」、「軍艦」、「軍人」、「戦車」(以上『初等図画』)など、軍国色を帯びた題材の少なくない点がそのよい例である。『普通学校図画』は『初等図画』より時期的に早いため、この傾向が比較的少ない方であるが、後者の場合は、全体主義・軍国主義思想が教育界をも巻きこみ、図画や手工の教科書がやがて「忠良なる皇国臣民を鍛成するための藝術教育」の道具的な存在となる戦時体制へのまえぶれを感じさせる。

つづいて、これらの教科書のもう一つの特徴としては、朝鮮の児童の生活に即応した題材を採択する一方、「日の丸」(『普通学校図画』)、「明治節」、「浦島太郎」(以上『初等図画』)など、日本の題材も加味している点をあげることができる。さらには、「うさぎとかへるの相撲」(『普通学校図画』)、「富士山一渡辺華山」、「鯉一円山応舉」(以上『初等図画』)などの日本伝統の絵画作品を鑑賞教材として多く採択している。朝鮮人に対する日本精神の植え付けに全力を注いだ総督府教育政策の現れであると解釈すべきであろう。

以上、第3次朝鮮教育令時代において朝鮮のみで発行、使用された図画の教科書について検討してみた。

(25) 加藤周一・山住正己『現代教育学 8 藝術と教育』

「藝術教育の課題」、岩波書店、p.54、p.62、1962

(26) 志摩陽伍『現代教育学 5 日本近代教育史』「戦時体

2. 国民学校令時代の美術教育

(1) 国民学校令発布の経緯

「大東亜共栄圏」の建設という日本の国家目的が全面的に押し出されていくなか、国家権力の側から国民教育の制度・内容に対する根本的な刷新の必要性が提起され、1941年、あらたに国民学校令が発布された。これにより、日本の明治時代以来長期間用いられていた「小学校」という名称は消えてしまった。朝鮮においても1938年の第3次朝鮮教育令によって普通学校が小学校と改称されて以来、学校制度はすべて日本と同一にすることとなっていた。国民学校を誕生させた日本政府のねらいは、教育統制の強化および教育改革にしばられる。もちろんここでの改革とはまったく政府側の発想からなるものであり、この「改革」によって朝鮮や日本の教育がどのような形で教育理念から遊離し、逆行していくかについては、大戦終結後数々の批評がなされてきている⁽²⁵⁾⁽²⁶⁾。

こうした教育の「刷新」にあたって障害となつたのは、1935年に設置された「教学刷新評議会」によれば、明治以来輸入された前述のデモクラシー・個人主義・自由主義などの西洋近代思想であった⁽²⁷⁾。ついで1937年に日中戦争が始まると、教学局長は、西洋思想の根源が個人主義にあるとし、個人の幸福を排除した上で、日本精神に基づいて、各人が小我を捨てて大我に生きることによってはじめて個性の伸張がもたらされるのだと言い出した。また翌1938年の第10回教育審議会総会には、小学校制度の抜本的改革を迫る国民学校案の要綱が提出された。

つづいて1941年には「世界新秩序」の建設を成し遂げ得る大国民を育成するために、従来の小学校令が全面的に改められ、「国民学校令」が出された。ここでは、「皇國」とか「鍛成」

制下の教育」、岩波書店、pp.312-324、1962

(27) 山住正己「国民学校の成立と教科書」『復刻国定教科書（国民学校期）解説』、ほるぷ出版、p.58、1982

といった、以前の小学校令には使われていなかった用語が用いられている。

(2) 国民学校令の実施と教科書政策

この新しい教育令により、各教科に細かく分かれた従来の教育課程では「皇国の道」にのっとる「大国民の育成」は困難であるとの考え方から、大教科制をめざすこととなる。つまり、各教科の統合、知識の具体化、そしてその実行との合致を図るといった考えに立って、国民学校の教科は、低学年では国民科、自然科、訓練科とし、高学年では国民科、自然科、体育科、訓練科とした。「国民科」を構成する修身、国語（日本語）、国史（日本歴史）、地理の4科は1940年から真っ先に国定教科書に切り替えられた教科であった。国民科が国民学校で最も重視されたのは、当然の帰結である。

日本ではこの国民学校令時代はじめて全教科の教科書が一律に国定化されることになる。教育内容がいよいよ強い国家統制の下におかれることになったのである。教科書の編纂にあたって、最も圧力をかけたのは日本軍部であり、当然、国民学校の教科書は、以前のものに比べて軍国主義的・国家主義的色彩が濃厚なものとなつた。

国民学校令の実施に伴い、教科用図書に関する規定も一新されることになった。朝鮮における規定は、国民学校規定第1章教則及編制第5節の「教科用図書、映画及放送」の中に定められている（第54条-第59条）。その大まかな内容は、国民学校の教科書は、朝鮮総督府および文部省において著作権を有するものに限定し（第54条）、内鮮児童教科書を一本にすること、朝鮮人と朝鮮在住日本人ともに原則的には総督府

のものを使用すること（第55条）などである。従来の規定に比べてその方針が一層明確になり、また朝鮮総督府著作教科書の優先使用に関する規定がなされた点は興味深い。

新学校体制の教科編成にともない、従来の図画と手工は芸能科図画および芸能科工作に改編された。文部省は国民学校令実施の1941年度から、1・2学年用の新教科書を出すことにしていたが、朝鮮においては1年遅れの1942年4月までに1・2学年用を発行することにし、さしあたり1941年の4月には、日本人を主として収容する国民学校にあっては文部省の国民学校用教科書の中、音楽、習字を除き、修身、国語、算数、図画の本を1・2学年に、その他の学年では従来通りのものを、そして朝鮮人を主として収容する国民学校にあっては、全ての学年を通じて従来のものをそのまま使用させることにした⁽²⁸⁾。

当初は朝鮮人を主とする国民学校でも、国民学校実施の年から、1・2学年に限って新教科書を使用させる方針であったが、一応文部省発行のものをみた上で、これに朝鮮独自の要求を織り込んで編纂した方が良いということになり、1年遅れになったのである。

ところが、当時は非常事態下における物資制限や各種の経済統制がしかれており、資材の獲得や製造機能の不備は教科書発行の上にも多大な支障になった⁽²⁹⁾。つまり、編集面よりも発行に関わる問題が多かったのである。実際に、1994年筆者が行った聞き取り調査⁽³⁰⁾によると、この時期に国民学校令の下で教育を受けた調査対象者のほとんどは「当時の図画教科書について記憶がない」とか、「教科書の使用はなかつた」と答えている。

(28)朝鮮総督府「教科書編輯彙報」第8輯（国民学校特輯）、pp.14-15、1941

(29)朝鮮総督府 前掲書、pp.15-16参照

(30)併合時代において朝鮮に在住しながら朝鮮の小学校

および国民学校に在学経験のある日本人と、当時代に小学生だった韓国人、計30人を対象に行った。31項目の質問のうち、国民学校に関する答弁を参考とした。

日本においても状況は同様である。1939年東京高等師範学校における第53回全国訓導協議会は、「今後の図画手工教育」という題目で開かれた。その報告の中で山田敏雄は「物資の統制と手工教育⁽³¹⁾」を発表し、物資統制による工具や材料の入手の困難に対して廢材の再利用とか、図案製図とか、造形知識の教育など教材の再検討の必要があると主張した。このように、実に様々な分野で時局に対処するための考慮がなされていたのである。

(3) 国民学校令における美術教育の特色

国民学校の教育は、一切を「皇国民の鍊成」に向けるものであったため、習字教育が新たに芸能科の中に編入された。とはいえ、習字は国語から離れて「芸能科習字」となっただけで、もとよりその芸術性の重視とはほど遠い意図からの改編であった。ただ、この芸能科は、「芸術技能を修練することを通して皇国の道に参じ、自分において皇国の道を自証し、皇国の道において自分を自覚し、皇国の使徒としてこれを顕彰し以て国運の発展に貢献するもの⁽³²⁾」と規定されている。習字を通して精神的訓練をするということは、字を書くことが「魂の鍊成」、そして「皇国臣民の鍊成」につながる⁽³³⁾という考え方方に立脚しており、習字はこの時期特に重視されたのである。

日本では、この時代の習字教材における語句の大部分に国家主義と軍国主義が示され、やがて終戦後の教育改革によって習字は小学校の教科の中から排除されるようになる。結局、書教育における「心筆一如」の重視は、日本政府にとって国民の精神や思想の統一を図るために一手段であったのである。

もう一つの特徴としては、手工（工作）教育

の重視をあげることができよう。長年呼び慣れた小学校という名称が「国民学校」と改称されると同時に、手工という名称は「芸能科工作」と呼ばれることになった。従来の手工と新制度の芸能科工作の要旨との異なる点は、後者に対し「機械ノ取扱ニ関スル常識ヲ養ウ⁽³⁴⁾」ことをも要求していることである。詳しく述べると、機械の操作・分解・組み立て・修理などの修練を行い、特に航空機に関する教育の徹底を計ろうとしたのである。これは、日本の工業および一般産業を発展させ、高度国防の充実を計る上で極めて重要であると考えられたからである。

このような日本の意図は朝鮮にも例外なく適用されており、京城では毎年模型航空機大会が開かれたことと、工作では模型航空機を作っては運動場で飛ばすことが学習活動のほとんどであったという調査結果⁽³⁵⁾が出ている。

以上から、この国民学校令時代には、図画に偏重していた従来の美術教育が習字や工作の重視により、多極化の様相を示したということがわかる。言い換えると、相対的に図画に対する意識が以前より希薄となり、美術教育に対し精神性や実用性が特に要求された時期であったことができよう。

(4) 国民学校令時代における教科書の内容

国民学校令時代の朝鮮における教科書の編成については、「教科書編輯彙報」第8輯に掲載されており、第1・2学年の図画および工作は、これらを総合的に取り扱うという意味で教科書も日本と同様、両科目を総合して『エノホン』とした。この名称は「図画の本」、あるいは少なくとも工作よりは図画を重くみたもののように見えやすいが、実際には図画的教材と工作的教材がほぼ半々となっている。

(31)山形寛『日本美術教育史』黎明書房、p.650、1967

(32)山形寛 前掲書、p.702

(33)朝鮮総督府 前掲書 第8輯、p.88

(34)朝鮮総督府 前掲書 第8輯、p.127

(35)(30)の調査による。

『エノホン』は、図画と工作とのそれぞれの立場を明らかにしつつ、これらの総合的取り扱いに重きをおいている点を一つの特徴としてあげることができる。そして、色彩および形体に関する教育の振興徹底を期し、日常生活はもちろん、産業的・国防的観点からの要求をも充たそうとしていた。色の名称を統一し、標準色を掲載した他に、クレヨン・絵の具・色紙などの色彩の規格を統一し、色彩教授用掛図まで製作された。

図画の立場からみると、『エノホン』は教材選定の方針、描画材料の問題、美的なものと実用的なものとの調和、日本画再認識の問題、鑑賞教材の選定、工作および他の科目との関係などの諸問題を提示している。

一方、第3学年以上は総督府編纂の『初等図画』および『初等工作』を使用し、かつ第4学年以上は男女別のものを用いることとなった。

以上のように、この時代の教科書はその内容面で模型航空機作りなど戦争と直結する題材がほとんどであった。従来、周辺教科としてみなされてきた図画の教育ないし美術教育が、国民学校令の精神を展開していくのに非常に好都合な領域として取り上げられたのである。

こうした日本国内の動向がそのまま朝鮮に波及し、朝鮮の美術教育はまさに戦時体制化一辺倒のものとなった。そしてこの点は後につづく第4次朝鮮教育令および戦時教育令においても変わることなく貫かれた。

おわりに

植民地時代の朝鮮における教育令、教育法規は現在のそれとは比較にならないほどに強い規制力をもち、教育活動のほとんどすべては行政権力の具現ともいべき教科用図書を軸におこなわれたということは前に述べたとおりである。

そのような理由から、図画教科書の変遷を考察することは、朝鮮の近代初等美術教育の実態的一面を把握する糸口となる。言い換えるなら、過去の教科書を検討し、批判することは、現在の教科書を吟味する素材ともなるのであり、それだけに教科書の変遷を考察することの重要性が実感されることになる。

今日の教育のありようについて考察しようとするとき、教育近代化の創始期の考察はたいへん重要な意義をもっている。西欧的近代に対置される日本の近代がまた屈折した形で朝鮮に移植されたという事実は、韓国独自の教育近代化、そして美術教育の歴史の究明に大きな障害となるが、それはそれでまた、植民地近代の特質、さらには「近代」の「普遍性」を探求するという意味で、大きな課題を提示するものもある。

最近、美術による人間形成を唱える教育思想の必要性がさまざまな方面から語られるようになり、国家が要求する実利主義に役立たなかつたがために重要視されなかった美術教育は、大きな転機を迎えるようになっている。けれども、韓国近代美術教育の不幸な成立史は、現在に至るまで、韓国における美術教育の理論的研究を遅らせ、多くの課題が山積したままとなっているのである。